

別表一(二)

24欄又は28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

御注意

21

「法人税額の計算」の各欄は、次により記載することになりますので、御注意ください。
 ①協同組合等については、「28」から「30」までの各欄に記載します。
 ②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上の協同組合等については「24」から「30」までの各欄に記載します。
 ③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上の協同組合等

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年100億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要	別表等	青色申告	一連番号
納税地 電話()	事業種目	期末現在の 出資金の額	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号
法人名 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	申告区分	庁指定	局指定	指導等
代表者 住所	添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	申告年月日	申告区分	庁指定	局指定	指導等
			通信日付印	確認印	省略	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

事業年度分の 申告書
 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1	十億	百万	千	円
法人税額 (34)又は(37)	2				
法人税額の特別控除額	3				
差引法人税額 (2)-(3)	4				
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6				0 0 0
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)	7				
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9				
控除税額 ((8)-(9))と(43)のうち少ない金額	10				
差引この申告により前付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0 0
特例税率の適用がある場合 (1)のうち年800万円相当額以下の金額	24				0 0 0
(1)のうち(24)を超え年10億円相当額以下の金額	25				0 0 0
(1)のうち年10億円相当額を超える金額	26				0 0 0
所得金額(1) (24)+(25)+(26)	27				0 0 0
上記以外の場合 (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額	28				0 0 0
(1)のうち年800万円相当額を超える金額	29				0 0 0
所得金額(1) (28)+(29)	30				0 0 0
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38				0
同上 (別表三(二)「28」)	39				0
所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	41				
外国税額 (別表六(二)「16」)	42				
計 (41)+(42)	43				
控除した金額 (10)	44				
控除しきれなかった金額 (43)-(44)	45				

24欄 等の還付金額 (45) 十億 百万 千 円

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第2項」
 ②区分番号に、「00384」
 ③適用額欄に、当該別表一(二)24欄の金額(円単位)を記載してください。

※法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。
 2 当該別表一(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

28欄 相当額 33 税額 24

公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く)の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の3の2第1項第3号」
 ②区分番号に、「00382」
 ③適用額欄に、当該別表一(二)28欄の金額(円単位)を記載してください。

(注)1 適用額は年800万円が上限となりますのでご注意ください。
 2 当該別表一(二)1欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

法 0301-0102

税理士 署名押印 (印)

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分……平二十五・四・一以後終了事業年度分